

社会福祉法人見附市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(平成 24 年 3 月 26 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人見附市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員、各種委員等（以下「役員等」という。）に支給する報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 報酬とは、役員等が次の各号に定める会議等へ出席した際、日額として支給するものを言う。

- (1) 会長会務
- (2) 正副会長会議
- (3) 監事会
- (4) 理事会
- (5) 評議員会
- (6) 評議員選任・解任委員会
- (7) 各種委員会
- (8) 本会が実施する各種福祉事業
- (9) その他会長が別に定める会議等

(報酬の額)

第 3 条 報酬は 4,800 円（日額）とする。

(報酬の支給制限)

第 4 条 本会及び見附市職員が役員等に選任された場合、役員等の職に係る報酬は支給しない。

2 前項の定めにはない役員等が報酬受給の辞退を本会に申し出た場合についても報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、支給対象となる会議等の行われた日に支給する。ただし、会議等の性質上、当日の支給が困難な場合、後日に支給することができる。

2 会長会務をはじめ、報酬の支給対象となる会議等が定期的かつ継続的に行われる場合、会議等の日数に応じ、当月分を合算して支給することができる。

(支給方法)

第 6 条 報酬は、現金もしくは役員等の指定する金融機関の預金口座への振込みにより支給するものとする。

(出張の取扱い)

第 7 条 役員等が、その職務を遂行するため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給し、報酬は支給しない。

(委任)

第 8 条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人見附市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成 8 年 9 月 18 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。